

第2章 基礎研究会による検討

第1節 訓練基準の見直し概要

1-1 基礎研究会の設置

上述したように基盤整備センターでは、厚労省と連携のもと、「職業訓練基準の見直しに係る基礎研究会」を立ち上げ、見直し案を作成し厚労省人材開発統括官に提出することとした。見直し案は、厚労省の専門調査員会において審議される改正省令案のたたき台となるものである。

平成30年度における訓練基準の見直し分野は、農林、化学、医療、デザイン、サービス、食品分野に指定されていたことから、基礎研究会の委員は、公共校、民間の認定校及び職業大に所属する当該分野に精通した指導員等を委員として委嘱した。今年度の見直しの対象の訓練科は、農林分野が2訓練系3科、食品分野は2訓練系8科、デザイン分野は4訓練系10科、化学分野は1訓練系2訓練科、サービス分野は6訓練系13訓練科、医療分野が1訓練系1訓練科の合計16訓練系37訓練科である。訓練基準の見直しは、平成26年度以来4年ぶりとなる。委員構成を3班として、実際にはさらに分割したグループ(訓練科)で行うこととして、①農林・食品分野(園芸サービス系、森林系、食品加工系、調理系)、②デザイン・化学分野(印刷・製本系、塗装系、デザイン系、写真系、化学系)、③サービス・医療分野(オフィスビジネス系、流通サービス系、社会福祉系、理容・美容系、接客サービス系、装飾系、保健医療系)の3班構成として、委員は①農林系2名、食品加工系2名②製本系2名、塗装系2名、デザイン系3名、③オフィスビジネス系1名、理容・美容系2名に職業大3名の合計17名の構成とした。

基礎研究会では、イ) アンケート調査及びヒアリング調査等の実施、ロ) 普通課程に関する情報収集と分析、ハ) 訓練基準の見直しに向けた検討、ニ) 見直し案の作成等を行った。

基礎研究会のスケジュールを以下に示す。

4月～5月 ○基礎研究会に向けた準備作業(事務局)

- ・委員の選定・委嘱
- ・本年度対象分野の確認
- ・前回(平成26年度)の見直し内容の資料確認
- ・アンケート調査の実施

5月28日 ○第一回基礎研究会

- ・研究会のすすめ方
- ・現行基準の検討

6月25日 ○第二回基礎研究会

- ・教科の細目、技能照査の基準の細目に係る見直しの検討
- ・アンケート調査にもとづく検討

7 月 26 日 ○第三回基礎研究会

- ・教科の細目、技能照査の細目と設備の細目に係る見直し作業
- ・モデルカリキュラムについて

8 月 30 日 ○第四回基礎研究会

- ・基準の見直しまとめ

1-2 職業訓練基準の見直し分野について

平成 18 年度から、表 2-1 及び表 2-2 に示す分野について見直しを行ってきた。
今年度の分野は、既に平成 18 年度以降、3 回目の見直しの最終分野となる。

表 2-1 分野別基準見直しの年度

平成 18 年度	電気・電子分野
平成 19 年度	建築・土木、非金属加工分野
平成 20 年度	情報・通信、サービス、食品分野
平成 21 年度	サービス（介護）、農林、繊維・繊維製品、デザイン、化学、医療分野
平成 22 年度	金属・機械、運搬機械運転分野
平成 23 年度	電気・電子、非金属加工、情報・通信、繊維・繊維製品分野
平成 24 年度	建築・土木分野
平成 25 年度	金属・機械、運搬機械運転、情報・通信分野
平成 26 年度	農林、化学、医療、デザイン、サービス、食品分野
平成 27 年度	電気・電子、非金属加工、繊維・繊維製品、情報・通信分野
平成 28 年度	建築・土木分野
平成 29 年度	金属・機械、運搬機械運転、情報・通信分野
平成 30 年度	農林、化学、医療、デザイン、サービス、食品分野
平成 31 年度	（予定）電気・電子、非金属加工、繊維・繊維製品、情報・通信分野

表 2-2 分野別基準見直しの年度表

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 農林				○					○				○	
2 機械・金属					○			○				○		
3 電気・電子	○					○				○				○
4 繊維・繊維製品				○		○				○				○
5 非金属加工		○				○				○				○
6 デザイン				○									○	
7 食品			○						○				○	
8 建築・土木		○					○				○			
9 運搬機械運転					○			○				○		
10 化学				○					○				○	
11 サービス			△	▽					○				○	
12 医療				○					○				○	
13 情報・通信			○			○		○		○		○		○
注) △：介護サービス科を除く、▽：介護サービス科、平成31年度は予定														

平成18年度から、現在のような基礎研究会において基準の見直しを行い、その見直し案を厚労省に提出し、基準改正のたたき台としてきたところである。今年度で各分野を3回以上見直したことになるが、分野によっては設置科が少ない、あるいは設置科がない訓練科もある。しかし、技能検定や指導員免許等と関連している場合もあることから安易に廃止することはできない。そのため、設置科がない場合であっても、できる限り基準の見直しを行うこととした。

表2-3は、今年度の見直し対象科37科のうち、設置が少ない訓練科及び設置がない訓練科である。

表2-3 希少訓練科等

設置がない訓練科	設置が少ない訓練科
園芸科 森林環境保全科 写真科 製麺科 水産加工科 日本料理科 中華料理科 西洋料理科 電話交換科 一般事務科 貿易事務科 ショップマネジメント科 流通マネジメント科 介護サービス科 臨床検査科	印刷科 製本科 木工塗装科 食肉加工科 発酵製品製造科 化学分析科 ホテル・旅館・レストラン科 観光ビジネス科 フラワー装飾科

設置されている対象訓練科においては、希少訓練科とほぼ変わらない設置数が2～3施設のところも多い。訓練後の就業先である職種別の就業者数の変化率をみると、減少している業種は農業、製造業、建設業、宿泊・飲食サービス業となっており、人材不足が指摘されている業種である。一方、卸売・小売業、運輸・郵便業、保健衛生・社会事業などの第3次産業や情報通信業の就業者数が増加しており、時代の変化に応じた訓練科でないと就業へと繋がらないことの判断から、就業に繋がる訓練科以外では人が集まらないことが見える。高齢

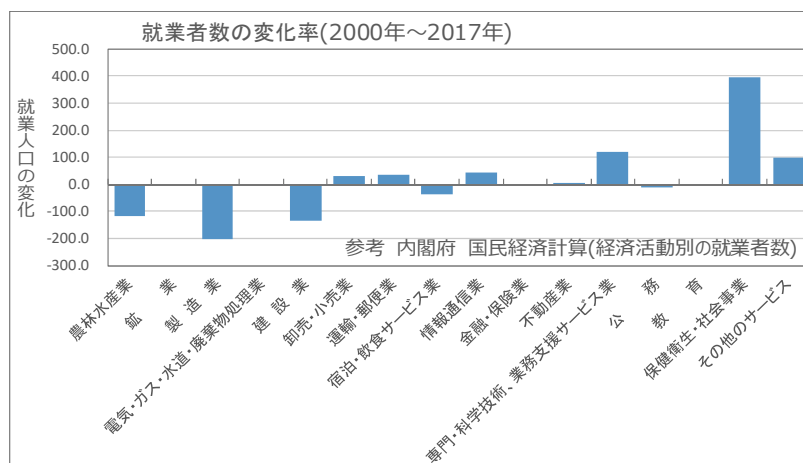


図2-1 就業者数の変化率

化を反映して医療・保健や介護等の保健・社会福祉の伸び率が高い。

かつてのようにエレクトロニクスなどの生産性、労働投入成長率が高い経済成長を牽引する産業が存在していたが、現在は見当たらない。強いていえば、自動車産業による牽引が継続しているが、これも大きく構造変化を起こしそうな状況下にある。

我が国は、他国と異なり、これら牽引産業には互いが競争し合う大手企業が参集しており、産業の衰退と合わせて多くの失業を生んでいる。

表 2 - 4 見直し対象訓練科の設置状況

(普通職業訓練/普通課程)		H26			H30		
訓練系	訓練科	公共校	認定校	計	公共校	認定校	計
園芸サービス系	園芸科		1	1			0
	造園科	2	21	23	2	18	20
森林系	森林環境保全科			0			0
印刷・製本系	製版科	3		3	5		5
	印刷科	1		1	1		1
	製本科		1	1		1	1
塗装系	金属塗装科	3	3	6	3	4	7
	木工塗装科	1		1	1		1
	建築塗装科	2	34	36	2	27	29
デザイン系	広告美術科	3	1	4	4	1	5
	工業デザイン科	3	1	4	2	1	3
	商業デザイン科	2		2	3		3
写真系	写真科			0			0
食品加工系	製麺科			0			0
	パン・菓子製造科		7	7		6	6
	食肉加工科		1	1		1	1
	水産加工科			0			0
	発酵製品製造科			0		1	1
調理系	日本料理科		2	2			0
	中国料理科			0			0
	西洋料理科			0			0
化学系	化学分析科			0		1	1
	公害検査科	2		2	2		2
オフィスビジネス系	電話交換科			0			0
	経理事務科		7	7		2	2
	一般事務科			0			0
	OA事務科	8	2	10	9		9
	貿易事務科			0			0
流通ビジネス系	ショップマネジメント科		1	1			0
	流通マネジメント科			0			0
社会福祉系	介護サービス科			0			0
理容・美容系	理容科	2	7	9	2	3	5
	美容科	2	13	15	2	3	5
接客サービス系	ホテル・旅館・レストラン科		2	2		1	1
	観光ビジネス科	1		1	1		1
装飾系	フラワー装飾科		1	1		2	2
保健医療系	臨床検査科			0			0

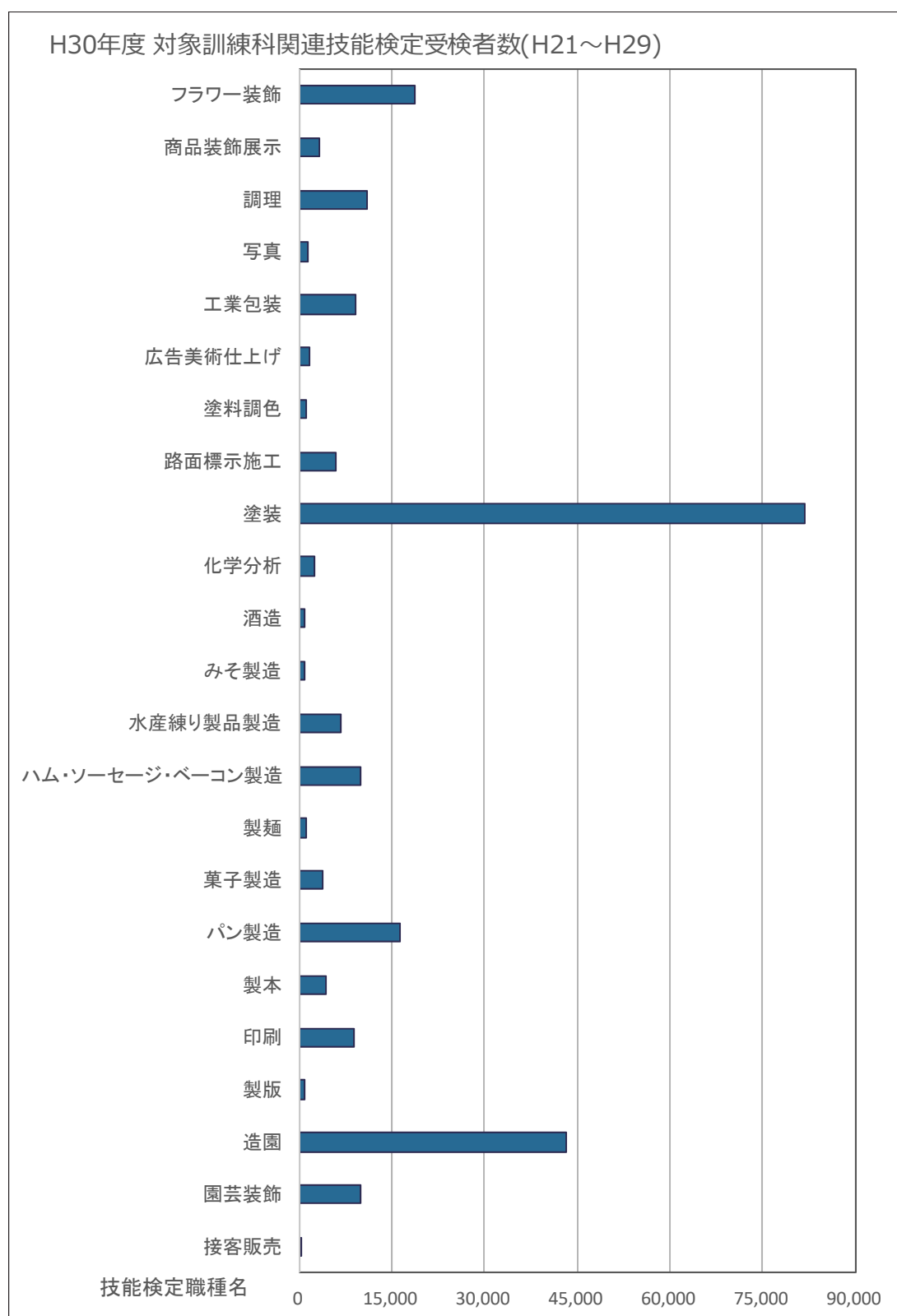


図2-2 対象訓練科に関連する技能検定受検者(平成21～29年)

第2節 アンケート調査

2-1 アンケート調査の実施

基礎研究会の討議に資することを目的に、対象科の訓練基準の細目等に関するアンケート調査を行った。訓練基準に関するアンケート調査は、厚労省が毎年各都道府県の主管課を通して、訓練基準の見直し対象となる公共校の訓練科に対し前年に行っているため、厚労省のアンケート調査と同様の調査を繰り返すことを避け、認定校のみの調査として実施し、公共校分については、厚労省の調査結果を活用することとした。

今回のアンケート調査では、教科・設備・技能照査の訓練基準の細目の全般に対して見直し要望と訓練の実施状況及び使用教科書について調査を行った。アンケート調査用紙については、記述を求める質問でも回答しやすいように変更を行い、訓練基準等に係る要望・意見等に対しても細部まで求めることが厳しいとの判断から大まかに要望等の有無を捉える程度とした。

2-2 アンケートの集約について

アンケートの回収率を表2-5に示す。回収率は、全体で53%であったが貴重なご意見をいただくことができた。認定校については、廃止又は休止中との回答も多く見受けられた。

認定校のみの調査で、発送件数65件、回収件数30件、回収率46.2%であった。昨年度、一昨年度の認定校の回収率53.7%、44.4%と比較すると、認定校のみを対象としたアンケート数は少ないが、認定校では事務局が常勤しているとは限らないにもかかわらず回答率が40%を大きく超える状況となっている。

表2-5 アンケートの回答(回収)率

		対象科数 (送付数)	回答数 (返却数)	回答率
今年度	認定校	65	30	46.2%
昨年度	認定校	67	36	53.7%
一昨年度	認定校	189	84	44.4%
一昨昨年度	公立校	121	94	77.7%
	認定校	118	32	27.1%

2-3 アンケート内容について

アンケート調査票を表2-6に示す。アンケートでは、訓練科の教科目と訓練時間や教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目についての調査を行うこととした。

認定校に対するアンケートであるため、訓練基準に係るものだけでなく、訓練の実施状況についても問い合わせものとし、併せて、使用教科書についても、使用中のもの、必要なものを調査するようにした。

表2-6 職業訓練基準の見直しに係るアンケート調査票

職業訓練基準の見直しに係るアンケート調査用紙 (農林、化学、医療、デザイン、サービス、食品分野)	
施設名：	
訓練科名：	
問合せ担当：	
下記のアンケートにお答えください。提出は本用紙を返信用封筒にて郵送又はメールでお送りください。メールの場合は、<u>下記アドレス宛てにご連絡いただければ電子データをお送りします</u>。任意の様式でもかまいません。記入しきれない場合には、枠を広げてご記入いただくか、別途任意の用紙にご記入ください。	
1. 住所・校名・科名等で修正・変更(休止等を含む)がある場合は下記に記述してください。 1) 住所変更がある場合 *変更がある場合に変更住所を記述してください。 2) 休校などがある場合 *休校等がある場合は訓練科名を記述してください。 記載例) 銚子科(平成25年4月休校)	
2. 訓練科について 1) 現在、実施している訓練科をご紹介します。下記の訓練科名から選択して1～38の番号で記述してください。複数ある場合には「、」で区切って記述してください。 なお、選択科名は、今回の見直し対象科名です。 1 園芸科 2 造園科 3 森林環境保全科 4 製版科 5 印刷科 6 製本科 7 金属塗装科 8 木工塗装科 9 建築塗装科 10 広告美術科 11 工業デザイン科 12 商業デザイン科 13 写真科 14 製麺科 15 パン・菓子製造科 16 食肉加工科 17 水産加工科 18 発酵製品製造科 19 日本料理科 20 中華料理科 21 西洋料理科 22 化学分析科 23 公書検査科 24 電話交換科 25 経理事務科 26 一般事務科 27 O/A事務科 28 貿易事務科 29 ショップマネジメント科 30 流通マネジメント科 31 介護サービス科 32 理容科 33 美容科 34 ホテル・旅館・レストラン科 35 観光ビジネス科 36 フラワー装飾科 38 臨床検査科 2) 上記の訓練科以外(今回の見直し対象科以外)に実施している訓練科がある場合には、右の回答欄に科名を直に記述してください。 記載例) 木造建築科、左官・タイル施工科、塑性加工科、溶接科、機械加工科、精密加工科、自動車整備科、メカトロニクス科、電気工学科、電子機器科、木工科、洋裁科、O/Aシステム科	
3. 訓練基準について 職業能力開発促進法施行規則第10条2より、普通課程の訓練基準である別表第2にて各専攻科の訓練教科、訓練時間、設備等が定められ、具体的には厚生労働省通達等にて「教科の細目」、「設備の細目」、「技能照査の基準の細目」が定められています。なお、訓練基準では、総訓練時間の約6割に相当するものを標準として規定しています。 時代の変革と共に、訓練基準は、適宜見直しを実施しております。 1) ご担当の訓練科における教科に係る訓練基準についてのご意見、ご要望について イ 教科目が訓練内容に合っていないと思われますか。次の選択肢から選択し、その記号を右回答欄に記述してください。 a 合っている b ほぼ合っている c 若干合っていない d 合っていない イ ロ 上記問イにおける回答で、「c」又は「d」と回答いただいた方においては、どの教科目に対して訓練内容に合っていないと思われますか、具体的に教科目名とその事由を下記のご意見等欄に記述してください。 イロハニホヘト <教科目> <事由> ハ 教科目に係る訓練時間について、過不足と思われる教科目等あると思われますか。次の選択肢から選択し、その記号を右回答欄に記述してください。 a 過不足はない b ほぼよい時間である c 若干の時間の変更が必要 d 時間が必要 ハ	

ニ 上記問ハにおける回答で、「c」又は「d」と回答いただいた方においては、どの教科目に対して訓練時間の過不足があると思われますか、具体的に教科目名とその事由を下記のご意見等欄に記述してください。

意見等	<教科目>	<事 由>

ホ 教科の細目に係る内容が、現在の求められる技能・技術に対して合っていると思われますか。次の選択肢から選択し、その記号を右回答欄に記述してください。

- a 合っている b ほぼ合っている c 若干合っていない d 合っていない

ホ

ヘ 上記問ホにおける回答で、「c」又は「d」と回答いただいた方においては、どの教科目に対して教科の細目が求められる技能技術に合っていないと思われますか、具体的に教科目名とその事由を下記のご意見等欄に記述してください。

意見等	<教科目>	<事 由>

2) ご担当の訓練科における設備に係る訓練基準についてのご意見、ご要望について

ト 訓練設備に係る基準である「設備の細目」に対して、時代に応じた機械器具及び器工具類の整備、整備済み機器の数量の過不足などのご要望がありますか。ご要望がある場合には「1」を、ない場合には「0」を右の回答欄にご記述してください。

ト

チ 上記問トにおける回答で、「1」と回答いただいた方においては、過不足の機器、使用しない機器、教科目に適した機器が基準にないため新たに整備する機器等、具体的に機器名とその事由を下記のご意見等欄に記述してください。

意見等	<機器名>	<整備台数>	<事 由>

3) 訓練基準の「技能照査の基準の細目」に係る要望などについて

リ 技能照査は訓練科の修了試験として「習得すべき技能及びこれに関する知識を有するかどうかを判定する」ものです。細目の内容が、専攻科に適した知識、技能、技術の習得の判断に適したものと思われますか。次の選択肢から選択し、その記号を右回答欄に記述してください。

- a 適している b ほぼ適している c 若干適していない d 適していない

リ

ヌ 上記問リにおける回答で、「c」又は「d」と回答いただいた方においては、どの細目が適していないのかを、具体的にその細目とその事由を下記のご意見等欄に記述してください。

意見等	<細 目>	<事 由>

ル 技能照査の基準の細目において、教科目とかけ離れた細目となっていると思われるものがありますか。次の選択肢から選択し、その記号を右回答欄に記述してください。

- a 教科目と合っている b 教科目とほぼ合っている c 教科目と若干異なる d 教科目と異なる

ル

ヲ 上記問ルにおける回答で、「c」又は「d」と回答いただいた方においては、どの細目が異なるのかを、具体的にその細目とその事由を下記のご意見等欄に記述してください。

意見等	<細 目>	<事 由>

4) 訓練基準に係るその他の要望・意見などについて

ワ 今回の対象訓練科の訓練基準に係るその他のご要望、ご意見がある場合には、下記のご意見等欄に記述してください。

ご意見等	<ご意見・要望>
------	----------

4. 訓練の実施状況

カ 現在の訓練実施状況等や訓練を実施する上で苦勞されている点、工夫されている点、その他、訓練全般についてご意見・ご要望等がございましたら、下記状況欄に記述してください。

<訓練状況>

5. 訓練に使用されている教科書について

コ 訓練に実施において使用されている教科書はどのようなものでしょうか。次の選択肢から選択し、その記号を右回答欄に記述してください。

- a 厚生労働省認定教科書 b 市販教科書 c 自作テキスト d その他

田	
--	--

ク 上記問コにおいて、「a」及び「b」と回答された方において、差し支えなければ、実際に使用されている教科書名をお教えてください。下記の使用教科書欄にご記述してください。

<訓練科名>	<教科名>	<教科書名>
--------	-------	--------

タ 訓練を実施するに当たり、必要となる教科書がありますか。よろしければ、必要となる教科書の具体的内容又は教科書名を下記ご要望欄にご記述してください。

ご要望等	<ご要望>	
	[教科目名]	[教科書内容又は教科書名]

2-4 アンケート結果

アンケート結果として、調査した認定校分と厚労省で実施した公共校分とをまとめた。

(1) 認定校に係るアンケート結果

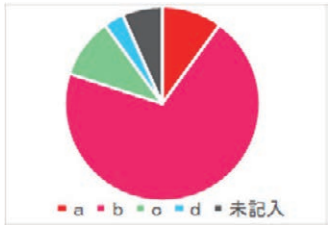
アンケート対象の認定校は、事業所に就職して仕事をしながらその仕事に関する知識や技能を習得しようとする労働者を養成する施設である。今回、回答があった30校のうち、1校は休校であり、他に1校休止の科があり、未記入分はこの2校分である。

a 訓練基準等について

表 2-7 認定校アンケート結果

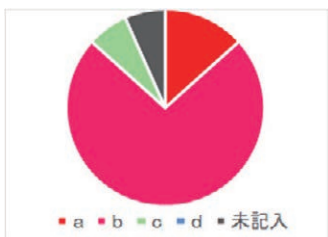
イ 教科目が訓練内容に合っていないか？

a	b	c	d	未記入
3	21	3	1	2



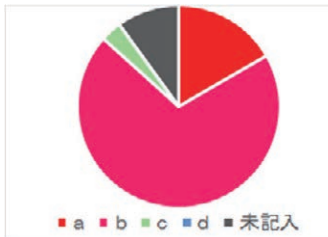
ハ 教科目に掛かる訓練時間について、過不足と思われる教科目があるか？

a	b	c	d	未記入
4	22	2		2



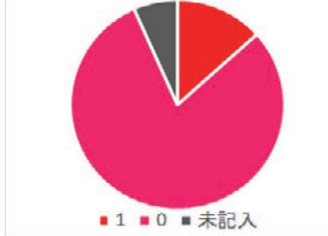
ホ 教科の細目に係る内容が、現在求められる技能・技術に対して合っていると思われるか？

a	b	c	d	未記入
5	21	1		3



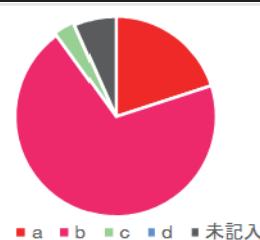
ト 設備の細目において、時代に応じた機械器具及び器具の過不足の要望があるか？

1	0	未記入
4	24	3



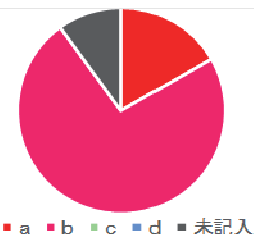
リ 技能照査の基準の細目が専攻科に適した知識、技能、技術の習得の判断となっているか？

a	b	c	d	未記入
6	21	1		2



ル 技能照査の基準の細目において、教科目とかけ離れた細目となっているものはあるか？

a	b	c	d	未記入
5	22			3



ヨ 訓練に使用されている教科書はどのようなものでしょうか？

a	b	c	d	未記入
14	11	8	1	2

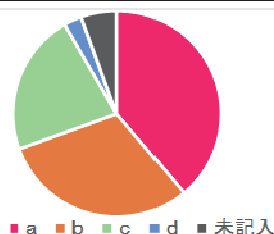


表2-8 認定校アンケート結果 訓練基準への意見要望

・ホームセンター等でも機器のレンタルを安価で行う時代ですので、今回の見直し以外でも機器設備基準に開所当初からレンタル対応可能な表現が欲しい。
・本校の場合、造園科は比較的充実しているため、敢えて見直しの必要はないです。地区に造園業者が多い。実技の時間を増やすことはお願いしたい。
・食の安心安全に係るものが必要と感じる。当校が和洋併用教育をしているが、基準がパン中心に考えられていると感じるので是正が若干必要かと思う。
・現状の訓練で今のところ問題ありません。
・科目の時間数を検討したい。

表2-7のアンケート結果では、イ、ハ、ホ、リ及びルでの回答a、bは問いが正しい又はほぼ正しい要件の回答であり、90%以上が問題ないとの回答であった。

また、アンケートの回答において選択以外の記載事項では、表2-8となる。主に、訓練基準についての意見・要望は少なく、一部、訓練に偏りがあることに対しての意見要望が見られた。

b 訓練実施状況

民間の訓練施設である認定校は、事業主が単独で実施する「単独認定職業訓練(単独校)」と複数の事業主が共同で行うか、又は団体で実施する「共同認定職業訓練(共同校)」に分類される。平成 11 年、12 年をピークに施設数は減少し、特に、単独校は企業の統廃合化や高学歴化を反映して減少している。今回のアンケート調査結果では、単独校からの回答は 2 校のみであった。共同校では、例年、景気の影響を受け新規採用者が少なく訓練受講者の確保が厳しい状況が見えるが、今年度もその一端がうかがえる。

表 2-9 認定校アンケート 実施状況

・収支が合わず、来期から授業料の値上げを検討している。
・訓練生の確保
・訓練の対象となる職種への入職者がいない。事業主のご子息が入校しても補助対象とはならず、補助対象者を 3 名以上集めるのは大変厳しい。
・最近では訓練生数が 10 名、20 名という単位で入校する科ばかりでは無く、数名なら着実に入校し、技能士養成が可能なところ、高価な常設機器を義務化されると、この費用が開設準備を圧迫している。
・新入生の入校が年々減少傾向にある。例年新入生獲得に苦労している。
・まず、職人の地位の向上優遇策を国の施策としてやっていただきたい。技能検定の社会的評価の向上等、木造建築において、ハウスメーカーの規制を考えて頂きたい。これが一番の重要点、本来職人に渡るべき賃金がメーカーの中間マージンとして圧倒的に搾取されている。従って、大工のなり手がなく職人が減少する。(大東建宅、東建コーポレーション等金融機関でも問題になった)
・訓練においては、実技を半分くらいにして頂きたい。職人志望の方にとって座学ばかり習っていても仕方がない。講師の技術を盗むことが重要。
・技能照査についての要望ですが、建築塗装科については、木造建築科や左官・タイル施工科、建築板金科のように全国統一の試験ができていません。是非業界団体や大学校等で試験を作ってほしい。 (当校では過去 2 級技能検定の学科試験問題を参考に独自に作って県の認可を取って工夫してはいるが、苦労しています。統一試験を望みます。)
・学科においては、学問ではなく実際に関連させて講義を行うようにしている。 実技においては、職人的、感覚的ではなく具体的に指導し修得できるよう指導している。
・各年、訓練生の技術や知識のレベルが異なるため、講師と協議し、訓練を実施している。企業の人材不足、都外への工場移転等により訓練生の確保が厳しくなっている。

今回の単独校は、自動車産業関連企業や建設機械関連企業における技能者の育成に向けた従業員の養成である。高学歴化となっている現在で、若い従業員が企業の中核

的な技能・、技術・及び関連知識の習得をもって、製造現場、サービス現場の中心をなす人材の育成を目的に研修体制が確立されている。

2018年の有効求人倍率は1.61倍で、有効求人倍率が1.6倍台になるのは、高度経済成長の終わりの時期である1973年に次ぐ過去2番目の高水準で、人手不足の深刻さがみえる。景気のなだらかな回復傾向の継続より、企業の採用も高まる中、人手不足による労働力人口の減少傾向が顕著となってきた。企業においては、労働生産性の向上並びに若年労働力確保が必須となっている。したがって、若年求職者に向けて、魅力ある職場、職業であることをイメージ化するなどの広報することにより求められており、より高度な技能・技術者へと向上心が高く、技能力に対する外部評価もある技能者育成の制度を継続的に実施している。

（２）公共校アンケート(厚労省実施分)

厚労省人材開発統括官訓練企画室(旧、職業能力開発局能力開発課)では、毎年翌年度に実施する基準の見直しを行う訓練科を中心とした調査を各都道府県の主管課に対して実施している。実施内容は、訓練科に対する要望や教科目が時代に即した内容となっているか、教科の訓練時間、教科の細目に対しての意見及びその他の項目を含んだ設問となっており、昨年度後期に実施されたアンケート結果である。

今回の対象訓練科の設置都道府県が少ないこともあり、回答件数も全般に少ない。また、公共校の意見・要望では、教科の細目よりも設備の細目に係るものの方が多く寄せられている。

表2-10 厚労省アンケート調査状況

	教科の細目に関連する意見等	設備の基準に関する意見等	技能照査の細目に対しての意見等
園芸サービス系	3件	2件	—
印刷・製本系	4件	6件	1件
塗装系	8件	7件	1件
デザイン系	2件	2件	—
化学系	1件	2件	—
理容・美容系	2件	2件	1件
社会福祉系	1件	1件	—
オフィス等	1件	1件	—

教科の細目は、普通職業訓練普通課程1年間1,400時間のうち約6割に相当するものであり、最低限の内容である。地域、施設等の訓練ニーズに基づいて必要に応じて拡充することはやぶさかではない。

デジタル化への対応が普及している印刷・製本系、デザイン系などでは、訓練内容に関しても時代に沿った対応への要望、塗装系では、新しい塗料として水性塗料が多く用いられていることへの対応、理容・美容系では、資格制度の変更に基づく他、理容、美容師としての職業人としての養成などの意見・要望があった。普通課程として

実施はしていないが、社会福祉系(介護サービス科)の意見もあった。

表 2-11 公共校のアンケート調査結果(教科の細目関連)

園芸サービス系	訓練の仕上がり	・基本作業を身に付け、また将来の中堅技能者や自営できる基礎をつくる。・基本となる造園施工法、測量および樹木管理等の作業ができる。・CADを使用し簡単な平面図、詳細図が描けること。 ・当科では、企業が求める人材に合わせて訓練内容も変化し、造園に関する分野が徐々に増加し、造園の教科の中でも樹木の剪定技術や安全衛生が増加しており、企業ニーズに合った教科目の細目や訓練時間配分の見直しを検討していただきたい。
	教科	・設計・製図の時間において手書きだけでなくCADを利用する場合も想定して訓練する必要がある。 ・栽培基本実習を剪定基本実習に変更。造園法及び造園実習の細目に樹木剪定技法と緑地管理法を追加する。 - 訓練時間の配分の修正を希望します。・基礎学科の土及び肥料、安全衛生・基礎実技の土及び肥料準備実習、安全衛生作業法・専攻学科の造園法、測量法。
デザイン系	訓練の仕上がり	・製版、印刷業もデジタル化が進みパソコンを使う場面が増えてきた。DTPソフトをはじめデジタルカメラやカラーマネージメントの知識、技能を使った印刷データを仕上げることができる人材を育成したい。 ・関連ソフトウェア(ドロー系・ビットマップ系ソフト等)を使用し、各種入力機器(スキャナー・デジタルカメラ)・出力機器(大判インクジェットプリンター等)を適切に取り扱うことができる。
	教科	・専攻学科の「印刷と写真」の細目にある「写真植字システム」は現在使われていないので削除しても良いと思う。
印刷・製本系	訓練の仕上がり	・印刷物の企画からデザイン・編集までの「プリプレス」と、それを印刷し製本・仕上げをする「プレス」といった印刷全般の専門知識及び技術の付与ができること。 ・教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目のいずれにもいまだにフィルム写真に関するものが残っている。既に写真はデジタル化されて久しく仕上がり像に含めたままにしておく必要はないと思われる。 ・印刷の入稿から編集、製版、印刷、製本、納品までの全ての工程を理解し、DTP操作、オフセット印刷機操作、オンデマンド印刷機操作を行い、時代のニーズにマッチした印刷物を製作することが出来ること。
	教科	・専攻学科『写真理論』中の「発色現象」「感光材料」「写真材料」は、フィルム写真に係るもので今や学ぶ必要性はない。 ・専攻学科『画像処理』中の「写真処理」「単色製版」「多色製版」は、写真製版技能に係るものと思われる今や学ぶ必要性はない。まとめて「デジタル製版」としたほうがよい。 ・製版工程において、従来はフィルムによる写真製版を行っていたが、デジタル化によりデータから直接製版するようになったため、写真製版の技術は印刷現場では不要となりつつある。そこで、新しい項目、前工程(プリプレス概論)をつくり、その中に写真概論、文字組版を組み込んでいくようにしていただきたい。それに伴い、画像処理実習の訓練時間をDTP実習(コンピュータ操作により画像編集処理)にあてていただきたい。
塗装系	訓練の仕上がり	・スプレー塗装、はけ塗り等の手作業やパテ付け、塗料調合、生産ラインで必要とされる静電塗装・粉体塗装の技術習得はもちろん、カラーコーディネーターなどのデザインカリキュラムも取り入れている。 ・自動車の塗装から、粉体塗料による工業製品塗装、各種カスタムペイントなど細かい要望にマッチした製品を仕上げられること。また水性塗料等の環境に配慮した塗装を訓練できること。 ・塗装系は、木工塗装科・建築塗装科・金属塗装科とそれぞれの塗装科に分けることができ、教科の科目、教科の細目等で対応しているが、自動車塗装分野には対応できない。自動車塗装科を新設することで、企業ニーズ・訓練ニーズに対応できる。 ・木工製品及び建築物、金属製品における下地処理から仕上げまでの作業に関する技能。色彩計画及び塗料の調色、調合に関する技能。 ・木工・建築・自動車塗装からカラーシュミレーション技術及びデザインができ塗装全般の専門知識及び技術の付与ができること。
	教科	・製図、レタリングや配色デザイン技法など手書きも大切だがDTP制作ができるようにアドビソフトの操作等をカリキュラムを基準に入れてほしい。 ・学科の時間数を削減し、実技の割合を増やした実践的な訓練にして欲しい。 ・メタリック・パール等の塗料材料が説明だけになっており、特殊顔料も含め塗装工程・仕様・補修方法を加えるべきである。

理容系・美	訓練の仕上がり	・人の容姿を美しくするために、美容技術を身に付ける。さらに、美容師として技術はもとより、美容をたずさわる職業人としての自覚を修得させること。 ・人の容姿を美しくするために、理容技術を身に付ける。さらに、理容師として技術はもとより、理容をたずさわる職業人としての自覚を修得させること。
社会福祉	訓練の仕上がり	高齢者・障がい者の社会的・身体的・心理的特性や介護・福祉・リハビリテーション等の専門的知識を習得し、対象の主体性を引き出すコミュニケーション技法や介護技術など、介護サービス従事者として必要な技能・知識を習得している。
化学系	訓練の仕上がり	土壌汚染調査、悪臭測定、アスベスト測定等、時代のニーズにマッチした測定・分析ができること。 土壌汚染対策法や公害防止管理者の試験の科目に、一部、適していない細目となっている。
オフィス等	訓練の仕上がり	日商簿記2級が基準内で教えされるよう、時間数を増やしていただきたい。

同様に、設備の細目への意見要望では、老朽化した古い機器や使用しない機器等の問題や数の不足している機器や新たに整備したい機器等への要望等が多くある。設備の細目では、必要最小限の機器類を表している。ただ、古いからといって、即細目から外すことは難しいと思われる。この細目に基づいて訓練用機器を整備している施設もあることを考慮した対応を行うこととしている。

マイコンチップ搭載による機器の高機能化が進み、現場では、高機能の機器が汎用化しており、このような機器の増加を求める意見もあった。また、これら同様に、デジタル化が進展し、従来の設備機器が不要という意見が全ての科にも見られた。特に、印刷・製本系では、DTPの普及により、DTPシステムへの要望と思われるものが多く見受けられ、従来のフィルム工程は不要との意見が多い。

一部の科において、未だにツールとして活用されているパーソナルコンピュータの台数の要望がある。訓練成果の発表等においてプレゼンテーション技法を含めた訓練が求められていると思慮される。

表2-12 公共校のアンケート調査結果(設備の細目関連)

園芸サービス系	古い、使用しない機器	・ベルトコンベア。 ・耕うん機とベルトコンベアは使用しない。
	不足、基準外等	・アルミ三脚梯子、アルミ二連梯子、粉碎機(枝葉用)が不足している。 ・パーソナルコンピュータ、高所作業車、刈り払い機、エンジンヘッジトリマ、充電式インパクトドライバー等。 ・機器名称が現実とかい離している。例(携帯用ドリル-電気ドリルドライバー、充電式ドリルドライバー)。
デザイン系	古い、使用しない機器	・製版カメラ、引き伸ばし機、フィルム乾燥機、印画紙乾燥機、糸のこ盤はDTPでは使っていない。
	不足、基準外等	・カラーマネジメントをするための測色機とICCプロファイルを作るシステム(PCとソフト)がない。 ・カメラをデジタルカメラに、簡易色校正機を色校正機に変更した方がよい。 ・大型出力機の摘要欄に、大判インクジェットプリンタなど、具体例がほしい。複写機は、A3判が標準。

印刷・製本系	古い、使用しない機器	・基準が古すぎるため、印刷現場で主流となっている機器で訓練することができない。 ・印刷現場で主流となっている最新の機器で訓練することができないため、基準をより最新の内容にしていただきたい。 ・オフセット校正機・普通カメラ・製版カメラ・フィルム自動現像機・ダイレクト製版機・PS版自動現像機・電子色校正機・PS版焼き枠・引き出し機・無線つづり機・針金つづり機・紙締め機・倍率測定器。 ・製版カメラ。 ・『建物その他の工作物』中の「暗室」「廃液処理装置」「恒温現像流し台」及び『機械』中の「製版カメラ」「フィルム自動現像機」「フィルム乾燥機」「印画紙乾燥機」「自動現像機」「引出し機」は、フィルム写真に係るものであり今や使用しない。 ・現在、製版フィルムの生産が中止されつつあり、これからの印刷現場においてフィルム製版は無くなると予想されることから、フィルム関係の機器(フィルム自動現像機、フィルム乾燥機等)は今後、使用しない可能性がある。 ・「建物その他の工作物」に記載されてある暗室、情報処理実習室、デザイン実習室の基準面積では機器及び訓練生人数分の机等を配置すると狭く安全通路幅を確保することが出来ない為、基準面積を広げていただきたい。
	不足、基準外等	・PCを使用した訓練に必要なため、PC台数を一人一台にしていきたい。 ・CTPシステム・デジタルカメラ・無線綴じオンラインシステム・針金綴じオンラインシステム。 ・CTP関連機器、オンデマンド印刷機。 ・種別の建物で、更衣室が男女分けて使用するのでもう一つ必要、また、温度に敏感な機器にはエアコン設備が常識。暗室は必要なくなっている。 ・最新の技術に対応したパソコン及び製本機器を導入してほしい。
塗装系	古い、使用しない機器	・色差計などは実験室レベルの高額なものよりも汎用性のある安価なものでも数が必要。 ・水性塗料に対応した機器が基準に入っていない。 ・物体表面の光沢(光の反射によって生じるツヤ)を測定する機器: 光沢計。 ・更新年数があっても更新されない。製造中止になり、修理部品供給ストップの状態の機器をだましながら使用している。 ・基準に「塩水噴霧試験機」など塗料塗膜試験に関する機器が多すぎる。
	不足、基準外等	・塗膜厚測定器や特にハンディタイプの色差計は現場の品質管理に必要なので最低2人に1台は必要。 ・更新されず、使用できない機器がある。噴霧塗装技能検定を実施するのに塗装機を借用している状況です。 ・多様な塗装法に対応するためには、様々な種類のスプレーガンが必要になるが、足りないため満足に訓練が出来ていない。 ・「スポット溶接機」の基準(30人)を1台から3台に変更していただきたい。 ・基準が無いため、広告美術及びデザイン会社で主流となっている機器で訓練することができない。 ・カラーブランニングにおけるシミュレーションシステム(パソコン機器一式及びソフト)、カッティプロッター。 ・パテ修正だけでは困難なパネル修正の為に、簡易修正機・外板パネル修正機等が必要であり、基準にない。 ・基準機械に「ポリッシャー」「サンダー」を追加していただきたい。 ・足場セッター式(足場実習、建築物塗装実習等に必要)。 ・パソコン一式(デザイン基本作業、調色作業、仕様積算で必要)・スポット溶接機(系基礎実技において鉄板成型、下地成型の基礎を習得させ、しっかりとした基礎技術力を身につけさせるために必要)・ストレートサンダー(建築物塗装実習等: 木質系素地の研磨作業や鋼橋塗装などの金属のケレン作業では、ダブルアクションサンダーやオービタルサンダーのほかストレートサンダーが必要)。 ・教科目及び設備細目については、水性塗料を使用した訓練が行えるようにして欲しい。
理容・美容系	古い、使用しない機器	・顕微鏡の写真撮影装置は、TVやPC画面等で確認できるので不要である。
	不足、基準外等	・理容・美容技術の進歩により、現場で主流となっている機材で訓練することができない(ex. ホットカラー、アイロン、特殊ロット等)。 ・シャンプー台の台数について。美容業界のニーズにあわせ、教科書の内容も変わってきた。従来のサイドシャンプーに加え、リアシャンプーが加わり、養成施設でも多く取り入れられてきている。そうすると2つの施術の仕方を学ばなければならないとなると、それなりの台数も必要になる。台数か名称を加えるかして欲しい。
社会福祉系	古い、使用しない機器	・エルゴメータ、洗髪車、人体解剖模型、人体骨格模型、人体呼吸器訓練模型は使用しない。
	不足、基準外等	・現代の介護に必要な、幅の広いベッドが不足している。 ・ベッドに取り付ける移動用介助バー、ポータブルトイレ、フットボードやアームレスト等が取り外せるタイプの車椅子。

化学系	古い、使用しない機器	・今後も求められる技術・知識が高度化されることが予想されるが、施設・設備の見直しを適時に行ってほしい。
	不足、基準外等	・ガスクロマトグラフ等、現在では汎用機器として取り扱われている設備の基準台数が少ない。 ・排ガス測定は主要な作業であるが、それに対応できる機器が基準にない。
スオ等フ系イ	不足、基準外等	・1人に1台のパソコンがあればより能率的な訓練ができる。(接客サービス系)

第3節 基礎研究会の開催

3-1 基礎研究会での討議内容

4回に渡る基礎研究会では毎回、3グループ(農林・食品分野、デザイン分野、サービス分野)に分かれ、グループごとに訓練基準見直しに係る討議を行った。

モデルカリキュラムが設定されていない訓練科がほとんどであるため、できる限りモデルカリキュラムの設定も行うこととしたが、各専門系1訓練科にしぼったにも関わらず、基礎研究会委員の少なさから全面的な設定ができていない。

(1) 農林・食品分野

<園芸サービス系等>

公立校では、造園科の設置数は限定されているが、認定校では減少しているものの未だに設置科が多く見受けられているため、造園等の現場で役立つ訓練内容であるかの確認を行い、不十分な訓練等に関しての教科の細目等の見直しを行うこととした。

系基礎科目においては、「栽培法」において種別と性質の知識の拡充や農業機械並びにその操作の拡充のため「農業機械」、「農業機械操作実習」の訓練時間を拡大することとし、これに対応して一部の科目で時間減少を図ることとした。

専攻教科では、造園科において造園管理の中で、緑地管理が求められることが多いことを受け、教科の細目への追加と訓練時間数の拡充をすることとした。

<食品加工系等>

食品加工系、調理系における訓練科の設置は、認定校のみであり、食品加工系訓練科でも設置科は、現在のところ、パン・菓子製造科、食肉加工科と発酵食品製造科に限定されている。また、調理系では、現在普通課程の設置科はなく、休校となっているが、短期訓練は技能検定に向けての講習会や技能・技術向上として実施されている。

食品加工系では、同一の専門系でも対象となる食材が麺、パン・菓子、肉、魚、発酵品と大きく異なり、基礎研究会委員もパン・菓子製造科に携わることから、系基礎に限

定して、教科の細目・技能照査の基準の細目の見直しと一訓練科(パン・菓子製造科)の専攻に限定して見直すこととした。なお、調理系についての見直しは普通課程の設置科もないことから、今回は回避した。

系基礎学科において、「生産工学概論」では、従来の生産活動中心の講座から、生産計画から設備管理に至るスケジューリング(計画)、品質管理、工程管理等へ変更することとした。「栄養学」では、栄養素そのものから栄養素の摂取や機能に渡る内容に変更すること、「環境衛生及び食品衛生」では、食品衛生であることから、食品からの伝染とは限らない経口伝染病については削除し、食品中の有害物質、添加物を細目として計上することとした。

専攻科目では、教科の細目が定まっているパン・菓子製造科と食肉加工科において、教科に対応する技能照査の基準の細目が当てはまらない教科については、新たに技能照査の基準の細目を設定することとした。

設備の細目では、パン・菓子製造科に限定して、不足となっている機器(ショックフレージャーや食洗機等)を新たに追加することとした。

(2) デザイン分野

<印刷・製本系>

印刷・製本系では、主に公立校において設置科があり、認定校では唯一東京にある製本科のみである。

この専門系に関しては、製版でのデジタル化であるDTPが急速に普及し、DTPオペレータやDTPデザイナーの求人が増加していることを受け、製版科等の訓練基準の見直しに着手することとした。教科においても、現行「画像処理」の中で教科の細目として『プリプレス』として設定されていたが、新たな教科として『プリプレス』を設定し、DTPに関わる教科内容をまとめることとし、従来の写真に関してはデジタル写真への置きかえを行うこととした。

設備の細目では、コンピュータを活用して印刷データをデザイン化して作成することから、モニターでの違いが無いよう広色域ディスプレイ化に向けた見直しをすることにした。

<塗装系>

塗装系では、塗装する対象物によって訓練科が異なることから、専攻科に係る訓練基準である教科の細目等において、共通な部分の統一化を図ることを前提として見直すこととした。特に、専攻科の教科に係る見直しとしては、塗装する対象が金属、木材、建築物と異なるが、学科に係る教科名が「塗料」、「塗装法」、「試験法」及び「仕様及

び積算」と同じであることから、対象物に関わらない教科の細目や技能照査の基準の細目を統一化することとした。ただし、建築塗装科では、現行では実技科目に「足場実習」が存在するが、足場そのものの単独での実習が行われないことから、実習科目「建築物塗装実習」に教科の細目として加え、塗装実習と併せて足場の実習に取り組むように変更することにした。併せて、平成27年7月から法令改正により『「足場の組立て等の業務」特別教育』が高所作業者に求められることから、建築塗装科の専攻学科「塗装法」には‘高所作業での建築物の塗装法’という教科の細目を追加し、技能照査の基準の細目にも‘高所作業での安全についてよく知っていること。’を設定することとした。

設備の細目では、塗装の3科ともに下地の塗装剥がしや研磨、仕上げ用に用いられるシングルサンダ、ストレートサンダ、ポリッシャーの整備を行うことと塗装面の測定に用いられる膜厚計の数量の拡充をすることにした。

<化学系>

化学系では、現行の訓練基準では、系基礎学科に化学分野の教科が「物理化学」、「分析化学」、「無機化学」及び「有機化学」と4教科があり、教科の細目にて訓練時間数も最小時間数が規定されており、設置訓練科(分析化学科、公害検査科)による化学関連学科の裁量ができないことを受けて、教科の見直しを行うこととした。

この4教科を一つの教科「化学」として、教科の細目には‘物理化学、分析化学、無機化学、有機化学’と現行の教科名にて訓練内容の概要を表現することとした。訓練時間数は現行の4教科分120時間として、実施施設での訓練科の仕上がりに合わせた訓練内容にできるよう対応することとした。

設備の細目では、ツールとしての活用が行われているパーソナルコンピュータの整備台数を増やし、公害検査科に排ガス分析計を追加することとした。

<デザイン系>

デザイン系は、公共校での設置数が多く、認定校は2校と少ないことから、公共校での実施状況から訓練基準の見直しを行うこととした。

現行、系基礎学科の「コンピュータ概論」では、コンピュータの基礎並びにハードウェア・ソフトウェアを学ぶこととされているが、電子・情報系とは異なり、コンピュータの活用方法等を学ぶことが主であるため、系基礎学科から系基礎実技に教科を移し、コンピュータを操作しながら学ぶ方式に変更することとした。新たな実習教科名は、「コンピュータ操作基本実習」とした。

また、系基礎実技の教科名「デザイン基本実習」では、CAD等のコンピュータ活用によるものと手書きによるデザイン実習とがあることを考慮した教科の細目であったが、それらを統一して‘デザイン基礎、各種デザイン表現技法’と細目を変更することとした。

設備の細目について、広告美術科等ではディスプレイや広告物・展示物の制作が行われることから、CADによるデザインから‘もの’への対応のため、小形のレーザ加工機や3Dプリンタ等の導入を行えるようにした。

（３）サービス分野

＜オフィスビジネス系を含むサービス関連＞

オフィスビジネス系、流通ビジネス系、接客サービス系、社会福祉系並びに装飾系で設置されている訓練科で多い訓練科は、公共校でOA事務科が9校、認定校では経理事務科、ホテル・旅館・レストラン科の2校である。

訓練基準の見直しでは、現行の訓練基準において大きく見直す部分はなく、部分的に語句等の変更をするところの他、接客サービス系における「関係法令」の教科の細目として平成29年に改正された旅館業法とそれに係る施行令・施行規則と、同年に新たに制定された住宅宿泊事業法（民泊新法）を加えることとした。

＜理容・美容系＞

理容・美容系では、平成29年に改正された理・美容師法施行規則の『養成施設における教科課程』に基づいて、系基礎学科「理容・美容保健」を「保健」、同様に「理容・美容運営管理」を「運営管理」に変更し、「理容・美容の物理・化学」を「香粧品化学」へと見直すこととした。理容・美容業に特化した内容の重点化による教科名の変更、香粧品への特化にと基づいた教科名及び教科の細目とした。

理容師、美容師のいずれかの資格の有資格者が他方の資格を取得しやすくするため、免除教科の拡大に基づき、「理容文化論」並びに「美容文化論」を「文化論」に、「理容運営管理」及び「美容運営管理」を「運営管理」に統一化することとした。

また、訓練時間についても、『養成施設の教科課程』での教科の内容と教科課目の時間数の見直しに基づいた訓練時間数の増減を図ることとした。

３－２ モデルカリキュラム

モデルカリキュラムは、現在基盤整備センターのホームページにて、作成済み訓練科分のみ公開している。

今年度の対象訓練科においては、現在未設定であることから、基礎研究会にて検討を依頼したが、意見を出し合う十分な時間もない中で、主に設置がなされている一部の訓練科についてまとめることとした。ただ、認定校のみの訓練科については、実習関連科目の設定が難しいこともあり、今後の検討が必要である。

3-3 訓練科の紹介

代表的な訓練科の紹介として、基礎研究会の委員が所属する訓練科の紹介をすることとした。また、可能な限り教科の基準の細目(カリキュラム)についても紹介することとした。

表2-13 訓練科の紹介一覧

No	訓練施設名	訓練科名
1	千葉県立我孫子高等職業訓練校	造園科
2	神奈川県立東部総合職業技術校	造園コース
3	東京都菓子学園	パン・菓子製造科
4	愛知県菓子技術専門校	パン・菓子製造科
5	東京都塗装高等技術専門校	建築塗装科
6	新潟県立三条テクノスクール	工業デザイン科
7	千葉県立東金高等技術専門校	ディスプレイ科
8	湘南ビューティーカレッジ	理容科・美容科
9	徳島県立中央テクノスクール	理容科・美容科
10	福岡県立田川高等技術専門校	OA 事務科

訓練施設名 千葉県立我孫子高等技術専門校(ちばテク我孫子校)
訓練科名 園芸サービス系造園科

1 訓練科の概要

千葉県では、昭和48年に千葉県立芝山高等技術専門校に造園科を開設しました。開設当初は、全国から訓練生が入校したこともあり、現在、卒業生が全国で活躍しています。

一方、我孫子高等技術専門校においては、平成6年4月から短期課程造園科(6ヵ月訓練)を開設、平成17年度からは、芝山校廃止にともない普通課程園芸サービス系造園科を移設し、現在に至っています。



図2-3 我孫子高等技専校

(1) 訓練(学科と実技)の特徴

将来の中堅技能者を目指す普通課程(定員20名)では、計画、設計・製図、施工、管理と造園工事における一連の作業及び関連知識を習得します。1年間の訓練を通し、造園技能士及び造園施工管理技士になるための基礎知識を学ぶと共に、公共工事、個人邸の庭園施工、公園・庭園・緑地の管理等の技能を習得し、造園業で活躍できる人材の育成を目標にしています。

(2) 訓練対象者

応募資格は、高等学校を卒業した方若しくはこれと同等の学力を有する方になります。訓練生の年齢構成は、18歳から60歳前後までと幅広く、最近は女性が1～2割を占めています。修了生の9割以上が、造園業や関連業種に就職しています。

(3) 訓練期間

訓練期間：1年間

(4) 訓練の内容

主な学科目としては、庭園の歴史や植物を含めた材料や関係法規などがあります。実技科目としては、樹木の移植に関する植栽実習や垣根等や石組、外構工事をする造園実習、庭園の管理実習、造園工事に使用する重機や機械操作等、幅広く実施しています。また修了前には、訓練生が、庭園を設計し、CADで製図した後、その図面に従って製作しています。(参照 図の実習風景)

当校では、平成28年度から23歳未満の訓練生においては、積極的に技能五輪の千葉県予選に参加し、3年連続千葉県代表として全国大会に出場しています。

(4) 訓練用機器

訓練用機械設備としては、小型移動式クレーン(4t車)、高所作業車(12m級)、バックホー、チェーンソー、刈払機、エンジンヘッジトリマー等充実しており、造園に関連する技能習得及び各種技能講習を在学中に取得するなど効率的に活用しています。

2 訓練受講による取得可能な資格

イ) 当校在校中に取得可能な資格

- ・造園技能士補
- ・小型移動式クレーン運転技能講習
- ・小型車両系建設機械運転特別教育
- ・刈払機取扱作業安全衛生教育
- ・玉掛け技能講習
- ・伐木等の業務に係る特別教育（チェーンソー）

ロ) 当校在校中に外部の試験実施機関で取得可能な資格

- ・2級造園技能士（検定職種に関する学科を修めて高等学校を卒業した方）
- ・3級造園技能士



a 造園実習(モデル庭園の製作(屋内))



b 植栽実習(移動式クレーン、根巻き他)



c 高所作業者による管理実習(剪定作業)



d 技能五輪全国大会(山形大会)

図2-4 実習風景

3 カリキュラム

ちばテク我孫子校における造園科のカリキュラムの特徴として、造園に係る実習を増強していることです。併せて、使用する農業用機械に係る安全教育、特別教育、技能実習を「造園実習」で行い、「庭園管理実習」では、除草・芝刈り、樹木の刈り込み、庭木の剪定や池の清掃等求められる範囲が広いことに合わせた取り組みが行われています。

普通学科	社会	表2-14 主なカリキュラム	
系基礎学科	植物学概論、栽培学概論他	専攻学科	庭園概論、造園法、測量法他
系基礎実技	農業機械使用法、栽培基本実習他	専攻実技	造園実習、庭園管理実習他

訓練施設 神奈川県立東部総合職業技術校（かなテクカレッジ東部）
訓練科名 造園コース

1 訓練科の概要

神奈川県立東部総合職業技術校(かなテクカレッジ東部)は、県内の高等職業技術校の再編整備により、平成 20 年 4 月に横浜市鶴見区に開校し、開校 10 周年を過ぎ、「かなテクカレッジ東部」という愛称が県内で定着してきました。

訓練を受けて、新たに就職を希望する方への訓練コースを充実させ、就きたい職業に必要な技術・技能の習得のための 16 コースを開講しており、その一つに「造園コース」があります。

(イ) 訓練科の訓練の特徴

造園空間づくりの達人をめざそうと目標を掲げ、基礎から応用までの広い範囲の技術・技能を身に付けて、造園空間づくりを行える人材を育成します。

○造園師は都会のオアシスをつくる仕事

造園師の仕事は、注文主の考えや好みを聞いた上で設計し、工事を指揮監督しながら自



図 2-5 かなテクカレッジ東部



図 2-6 造園コース実習風景

らも作業に加わります。地盤の整備から始まり、樹木を植え垣根や石の施工を行い、庭をつくりあげる。また、できあがった庭を良い状態に保つメンテナンスも大事な仕事です。

○エクステリアの達人になろう

エクステリア(外構)の仕事は、ブロックやレンガを積んで塀をつくり、石を使ってアプローチをつくるなど造園空間づくりには欠かせないものです。そのほとんどが手作業です。

○現場施工を重視した訓練内容

「造園コース」は、造園業に必要な知識や技能を学び、樹木の管理作業である剪定や移植などや竹垣、飛石、レンガの施工などを行い、実際に庭づくりをしながら必要な技術・技能を身に付けることができます。また、エクステリア(外構)の訓練も充実しています。

○めざす資格は意外にたくさん

造園、外構の仕事をするには、「玉掛技能講習」、「小型移動式クレーン運転技能講習」、「小型車両系建設機械運転特別教育」、「伐木等に係る業務特別教育」、「刈払機取扱安全衛生

教育」の修了証が必要となります。これらの資格にもぜひチャレンジしてみましょう。

(ロ) 訓練対象者

造園業関連への就職を目指そうと強い意欲を持っている若年者（18歳以上34歳以下）の新規学卒者又は求職中の方

(ハ) 訓練期間及び定員

1年間：4月入所～3月修了、定員：20名



図2-7 造園コース（竹垣製作等）

2 訓練受講により取得可能な資格

労働安全衛生法では、一定の危険有害な業務に就く場合、「免許」の取得や「技能講習」、「特別教育」、「安全衛生教育」の実施を義務付けています。

造園関連でも、建設機械や危険が潜む業務が含まれることから、関連する技能講習・特別教育、安全衛生教育の講習の実施を行い、修了すると得られる資格により、就職に有効となります。

イ) 修了時取得資格

- ・技能講習修了証(玉掛け、小型移動式クレーン運転)
- ・特別教育修了証(小型車両系建設機械、伐木等の業務)
- ・刈払機取扱安全衛生教育修了証
- ・技能士補

ロ) 受験により取得資格

- ・造園施工管理技士(実務経験年数短縮)

3 カリキュラム表

表2-15 造園コース主なカリキュラム

学 科	造園・外構関係法規	造園・外構安全衛生	造園概論	造園植物
	造園材料	整姿剪定施工法	移植養生施工法	竹垣施工法
	ブロック材料・構造・施工法	レンガ材料・構造・施工法	石張り材料・構造・施工法	石施工法外構概論
	造園外構積算・CAD			
実 技	造園安全衛生	移植・養生施工実習	整姿剪定施工実習	竹垣施工実習
	ブロック施工実習	レンガ施工実習	石張り施工実習	庭施工実習

訓練施設 東京都菓子学園
訓練科名 パン・菓子製造科

1 訓練科の概要

1969年に旧職業訓練法に基づいて東京都の認可を受け、洋菓子高等職業訓練校「東京都洋菓子学園」として開校し、1977年に職業訓練法人となり、「東京都菓子学園」が設立されました。学園は、東京都洋菓子組合が母体となり、学園育英会の支援を受け、さらに東京都からの補助金を受けて運営しています。

(1) 訓練(学科と実技)の特徴

学科は11教科320時間の授業となっています。教科は、「食品化学」、「栄養学」、「材料学」、「関係法規」など、洋菓子を作る上で知っておくことが必須の理論から、食品に携わる者として必要な「環境衛生及び食品衛生」、「微生物概論」、職場環境の「安全衛生」など、洋菓子製造の現場をとりまく様々な事柄に対応できるカリキュラムとなっています。

学科で学んだことを実技で再確認し、実技で生じた疑問は学科を学ぶことにより解明する。この授業のコンビネーションが、プロフェッショナルを育てます。

また、後期には、昨今あらゆる意味で製菓技術者に不可欠となったフランス語や色彩学の授業も組まれています。

実技では、製菓技術の実技指導が、最も重要な教科です。当学園も可能な限り多くの授業を実施しています。実技授業は、各種生地製造法、原材料の特性などの基礎から始まります。製菓技術は系統立ったものです。これを順に学んでいくことにより、なぜこの配合でなければいけないのか、なぜこの材料を使うのか、なぜこの製法を用いるのかといった疑問を持つようになります。こうした疑問を持ち、それを解明していくことが、いずれは自分自身のスペシャリティの創造へと結びつくわけです。

当学園では、業界の第一線で活躍されている方を講師に迎え、分かりやすく指導をしています。様々な講師に学ぶことにより、技術者としての視野も広がります。そして、授業に使用する原材料も、可能な限り高級品質のものを用意しています。

製菓技術は、見て、聞いて、触れて、嗅いで、味わって、五感を駆使して習得するものです。それらを実際に学ぶことができるのが、当学園の製菓技術指導です。



図2-8 製菓実習

(2) 訓練対象者

- ・東京都洋菓子組合及び学園育英会に所属する企業に勤務し、事業主の推薦を受けた者
- ・パン、和洋菓子、飲食等に関わる企業に勤務し、事業主の推薦を受けた者
- ・原則として高校卒業以上の者。又は、これと同程度の学力を有する者
- ・その他

(3) 訓練期間

○訓練期間：4月～翌年3月（前期：4月～11月末日、後期：1月～3月）の1年間

厚生労働省で定められた教科のうち、集合教育(訓練)として当施設において450時間以上を実施し、他に、勤務場所である菓子店等において950時間以上を教育訓練することになっています。そのため原則として、洋菓子店に勤務する方を対象としております。

2 訓練受講により取得可能な資格

○修了者には修了証書のほか、技能照査(卒業試験)合格者に、東京都知事よりパン・菓子製造科『技能士補』の公的資格が付与されます。

○本校においての教育訓練が、技能検定と同じく『職業能力開発促進法』によって定められていることから、技能検定等の受検に対しての特典があります。

表2-16 修了後に取得可能な資格

2級技能士資格試験時	普通職業訓練修了後実務経験0年で受験可能(実務経験のみは実務経験2年)、技能照査合格者(技能士補)は学科試験免除
1級技能士資格試験時	イ) 2級技能士資格取得後、実務経験2年で受験可能 ロ) 普通職業訓練修了後、実務経験5年で受験可能(実務経験のみは実務経験7年)
職業訓練指導員資格試験時	イ) 免許職種に係る1級技能士資格取得後、職業訓練指導員講習受講にて資格取得申請 ロ) 免許職種に係る普通職業訓練を修了し、必要な実務経験を経てで指導員試験の受験可能

3 カリキュラム表

表2-17 訓練カリキュラム

系基礎学科		専攻学科	
教科名	時間数	教科名	時間数
食品化学	20	発酵学	30
栄養学	30	材料学	70
微生物学概論	30	機械構造	20
環境・食品衛生	20	総合学科(技能照査)	4
安全衛生	20	専攻学科 小計	124
生産工学概論	30	実 技	
関係法規	30	(系基礎+専攻)実技	132
測定法	20	総合実技(技能照査)	4
系基礎学科 小計	200	実技 小計	136
		実施訓練時間 総計	460



図2-9 洋菓子実習

訓練施設 愛知県菓子技術専門校
訓練科名 パン・菓子製造科

1 訓練科の概要

昭和 45 年創立以来 「愛と英知と創造を!」の理念を基に、菓子業界の人材育成、定着、地位向上を目的として、和菓子・洋菓子の併合教育を実践し、卒業生総数は 1,000 名を超えます。

「愛知県菓子学園協議会」がその運営に当たっており、本部は(財)愛知県菓子会館にあります。菓子学園協議会の役員は、「両口屋是清」、「美濃忠」等、愛知県でも有数の老舗を中心に務めてもらっています。

愛知県職業訓練会館内講習室、専用の調理室において、5月から2月までの10か月間、大学関係講師等による学科講義、現役和菓子職人、洋菓子職人による実技講義、また校外学習として、研修旅行、各工場見学、パン工房体験授業など、独自のカリキュラムを実践しています。平成 32 年に創立 50 周年を迎える伝統ある職業訓練校です。

この学校は、菓子業界の人材育成を目的として開校され、全国でも類を見ない和菓子洋菓子の併合教育を特徴とし、実技・学科・見学研修など豊富なカリキュラム内容を誇ります。講師陣は愛知県下のスペシャリストです。学科担当は、大学関係専門研究者や企業開発担当者が受け持ち、他実技担当は有名店現役パティシエや老舗和菓子店当主などが受け持ちます。

こよなく人を愛し、菓子作りに生涯をかけ、材料を知り、作り方を探求し、科学的で無駄のない菓子作りを身に付け世界の人々を幸せにする菓子作りは創造の喜びであり「あなたの菓子」が生まれる事を習得します。

(1) 訓練(学科と実技)の特徴

「基礎実技」と「専攻実技」は認定事業所における日常作業で所定カリキュラムの単位を取得し、「学科」とこれに付随する「実技」は専門校で集合教育を実施しています。

安心安全な菓子を作るために、学科では、材料学などの製菓理論をはじめ、食品衛生、栄養学、食品化学、安全衛生、関連法規など菓子づくりに必要な知識を習得し、安心安全な菓子づくりの基礎を学びます。さらに和・洋菓子の歴史、茶道と和菓子などの講義で菓子づくりの幅を広げます。

実技では、和・洋菓子ともに基礎技術・基本的な製造法から応用まで、いわゆるレシピに従った実習だけではなく、現役講師による菓子づくりに必要な合理性、科学的実証、さらに重要な職人の『コツ』『カン』も体得(体感)できる実習講習を行います。また、コーヒー学、ラッピングなど洋菓子文化の実践を学びます。



図 2-10 愛知県菓子会館



図 2-11 実習風景

和菓子：葛、練りきり、打ち物、工芸菓子、ういろう、栗きんとん等
洋菓子：ゼノワーズ、シュー生地、パイ、ホテル菓子、パイピング等

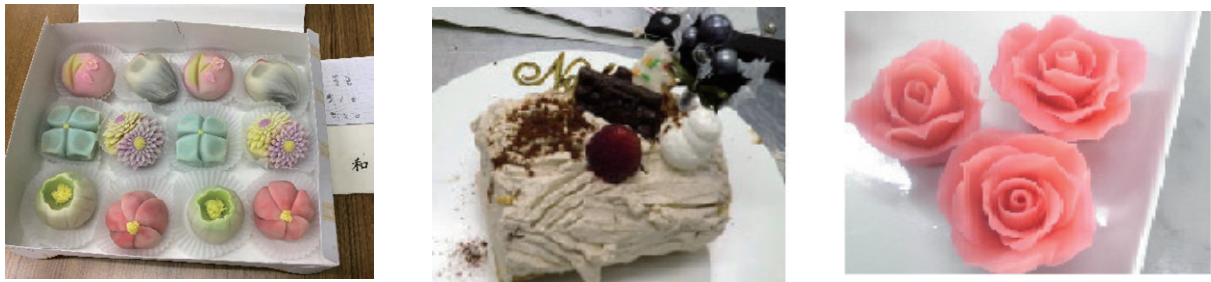


図2-12 実習作品(左：和菓子，中・右：洋菓子)

製粉工場とパン店見学、コーヒー学等、また1泊2日の関西方面への研修旅行や地元の子供たちや外国人を招いて お菓子教室を開いています。

訓練用大型機械設備としては、ガスオーブン、冷凍冷蔵庫[縦型・横型]、蒸し器、その他、あめ細工用ランプ、銅鍋、ミキサー、など製菓に必要な専門器具は大小ボウルに至るまで充実した備品を揃え、一期一会の菓子作りを目指しています。

(2) 訓練対象者

訓練生は原則業界で実際に働いている人で、具体的には、洋菓子・和菓子店で修行中の職人さんや、大手の製品開発担当、材料屋さんなどとなっています。

- ①愛知県菓子学園協議会、愛知県菓子工業組合、名古屋生菓子組合、社団法人愛知県洋菓子協会、いずれかの会員、組合員である事業所に所属する人及び関係者。
- ②高等学校卒業以上の学歴を持ち、所属事業所の推薦を受けられる者。
- ③所属事業所で職業訓練指導員の指導を受けられる者。

(3) 訓練期間

○訓練期間：訓練期間は1年。

週3回(月・水・金：午後5:30～9:00)行います。

集合教育は、5月から2月までの10か月間。

2 取得可能な資格

卒業試験である技能照査合格者には、菓子業の「技能士補」の称号が授与され、技能検定2級学科試験が免除されます。

(1) 技術専門校で取得可能な資格

- ・愛知県知事認定 技能照査合格証書(技能士補)
- ・愛知県知事認定 訓練修了証(厚生労働省で定める修了証書)

(2) 外部の試験実施機関で取得可能な資格

- ・技能検定2級 (技能照査合格者は学科試験免除)



図2-13 試験等作品(上・下)

訓練施設 東京都塗装高等技術専門校
訓練科名 建築塗装科

1 訓練科の概要

東京都塗装高等技術専門校は、東京都塗装工業協同組合に加入している事業所の従業員の養成として、昭和 32 年に労働省技能者養成規定養成所として開設して 60 年となります。

塗装の技能者としての知識と基礎技能を身に付けさせ、職業人としての自覚を体得させると共に塗装業界の発展に寄与する者を育成することを目的として設立された専門校です。現在、建築塗装業で働いている方を対象とした専門校です。



図 2 - 14 塗装会館

(1) 訓練(学科と実技)の特徴

学科は、系基礎・専攻学科 12 教科 340 時間時間以上と社会人の最低素養である社会を授業として実施しています。実技では、系基礎実技を中心に 5 教 270 時間を行っています。

系基礎学科は、「デザイン概論」、「塗装法概論」、「塗料概論」、「塗装設備及び機器」、「関係法規」と職業能力開発施設の特徴である「生産工学概論」、「安全衛生」となります。専攻学科では、「建築構造」、「塗料」、「建築物塗装法」、「塗料試験法」と「仕様及び積算」で、建築物の塗装をする上で知っておかなければならない理論を基礎から学びます。

実技では、建築塗装に携わる者として必要な「塗装基本実技」、塗装に係る機械の「機械操作基本実技」、塗装色に係る「調色基本実技」や塗装における「デザイン基本実技」などと現場での「安全衛生」についてなどを学びます。本格的な実技については、勤務場所において訓練を継続することになります。

学科で学んだことを実習で体験しながら習得していきます。実習では、作業を繰り返して経験することで、ノウハウを身に付けることができます。

1 年目で訓練により習得した事項を 2 年目では更に向上させるようにカリキュラムを構成しています。

指導する講師陣も、協同組合に加入する事業所の社長などのベテランの方々です。わからないや不明なことなどは、質問に答えることにより十分に技能者としての素養を身に付けることができます。

(2) 訓練対象者

入校希望者は、健康にして将来塗装技能士として、その事業所の中堅幹部を志す意志強固なもので下記の該当者を対象とします。

○高等学校修了(卒業)以上の者。又は、満 18 歳以上で同等程度の能力があると当専門校が認めた中学校卒業の者

○入校時の年齢が、満 40 歳未満の者

(3) 訓練期間及び訓練方法

○訓練期間：2年間

厚生労働省で定められた教科のうち、集合教育(訓練)として、原則として週一回2年間で修了となります。

開始時間 9:00 終了時間 17:00

(平成31年度は1学年水曜日、2学年火曜日となります)

集合教育において、学科12教科、実技5教科で500時間以上を実施し、他に、勤務場所である塗装事業所等において900時間程度を教育訓練することになっています。そのため原則として、協同組合加入の塗装事業所に勤務する方を対象としております。



図2-15 訓練風景(実習)

2 訓練受講により取得可能な資格

○修了者には修了証書のほか、技能照査(卒業試験)合格者に、東京都知事より塗装系建築塗装科の『技能士補』の公的資格が付与されます。

○本校における教育訓練が、技能検定と同じく『職業能力開発促進法』によって定められていることから、技能検定等の受検に対しての特典があります。

表2-18 訓練修了による技能検定等に係るメリット

2級技能士
(1)実務経験0年で受検が可能(実務経験のみは2年)
(2)普通職業訓練修了、技能照査合格者は学科試験免除
1級技能士
(1)2級技能士資格取得後、実務経験2年で受検が可能
(2)普通職業訓練修了後、実務経験5年で受検が可能(実務経験のみは7年)
職業訓練指導員試験又は職業訓練指導員講習
(1)免許職種に係る技能検定1級資格取得後、職業訓練指導員講習受講が可能
(2)免許職種に係る普通職業訓練を修了し、実務経験2年で受検が可能

3 カリキュラム表

表2-19 訓練カリキュラム

系 基 礎 学 科	デザイン概論	塗装法概論	実 技	塗装機械操作基本実技
	生産工学概論	塗料概論		塗装デザイン基本実技
	塗装設備及び機器			塗装調色基本実技
	安全衛生	関係法規		塗装基本実技
専 攻 学 科	建築構造	塗料		塗装安全衛生実技
	建築物塗装法	塗料試験法		
	仕様及び積算			

訓練施設 新潟県立三条テクノスクール
訓練科名 工業デザイン科

1 訓練科の概要

三条テクノスクールは、日本有数の“ものづくりのまち”三条市に位置します。施設内の新卒対象の3科の一つに工業デザイン科があります(他にメカトロニクス科、生産システム科)。

本科では、企画から製造、販売までの内容をカバーし、地元企業のニーズにえています。当校は県央における「人材育成」の拠点です。校訓は「協力と実行」、ものづくりのプロフェッショナルを目指します。

○段階的に専門知識が深められる学習カリキュラム

○徹底した少人数クラスで個人指導を実現

○働き場を可能な限り再現した実習場

○専門の現場ノウハウを持つ教育スタッフが指導

○キャリアコンサルタントがリクルート活動をサポート

工業デザイン科では、生活用品を中心とした、幅広いデザインの訓練を行う全国でも数少ない公立のデザイン科です。

デッサンや平面・立体構成などの基礎造形だけでなく、市場調査・マーケティング・コンセプトメイキングといった商品企画、アイデアをわかりやすく伝えるための説明パネルやパソコンを使ったプレゼンテーションを行います。そのために必要なグラフィックソフト、三次元 CAD を学び、NC 加工機や 3D プリンタを駆使したラピッドプロトタイピングを目指します。

(1) 訓練(学科と実技)の特徴

紙やボードなどを使った平面構成や立体構成を学び、デザインの基本となるイメージをかたちに表して伝える能力を身に付けます。

一方、市場にある商品からターゲット像を考察したり、機能とデザインの関係性を考えたりすることで、コンセプトメイキングについて学びます。

これらを統合して商品のアイデアを考え、試作品をつくり、提案するといった一連のプロセ



図 2-16 三条テクノスクール



図 2-17 平面・立体構成

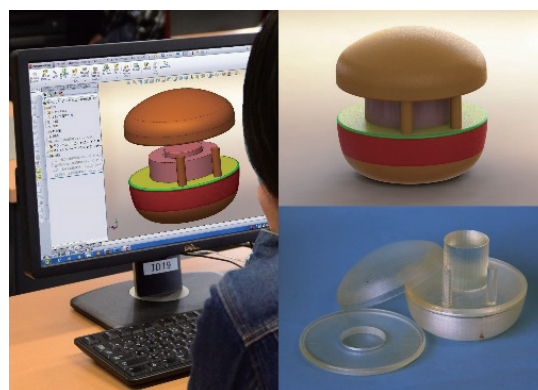


図 2-18 CAD 実習と試作品

ス、考える（マーケティング、コンセプトメイキング）→つくる（スケッチ、図面、試作）→伝える（パンフレット制作、プレゼンテーション）に軸を置き、これからのデザイン経営に通じるカリキュラムを目指しています。

表 2-20 工業デザイン科とのカリキュラムの基本思想

考える	つくる	伝える
マーケティング ・市場調査/マッピング ・アイデア拡散/収束法 ・ペルソナ法/シナリオ法 ・コンセプトメイキング	アイデアスケッチ モデル製作 3次元 CAD/CAM NC加工/3Dプリンタ	PowerPoint 資料制作 プレゼンテーション 商品撮影/チラシ制作 パンフレット制作

（2）訓練対象者

ハローワークで求職登録をされている概ね 30 歳以下の方
 又は、高等学校を卒業見込みの方の方
 ただし、学歴要件として高等学校卒業以上となります。

（3）定員

20 名

（4）訓練期間

2 年間

2 訓練受講により取得可能な資格

○目標とする資格・検定

- ・色彩検定 2・3 級
- ・3 級商品装飾展示技能士
- ・技能士補
- ・3 次元 C A D 利用技術者試験 2 級

3 カリキュラム

商品企画から設計・製造・販売といった、ものづくりの一連の工程を学びデザイン開発を行う授業をしています。

デザインするだけでなく、機械設備として整備されている、3 次元 CAD/CAM、NC 加工機、3D プリンタ等の本格的な加工用機械器具等を使用しての実習において試作・製品化を行っており、より企業現場に近い形で実践的な訓練が可能となっています。



図 2-19 デザインとモデル化

訓練施設 千葉県立東金高等技術専門校
訓練科名 ディスプレイ科(広告美術科)

1 訓練科の概要

東金高等技術専門校は、職業能力開発促進法に基づき千葉県が設置している職業能力開発施設です。施設内訓練科で唯一新卒対象の訓練科がディスプレイ科です。

ディスプレイ科では、幕張メッセや東京ビッグサイト等で行われる各種展示会やイベント系のディスプレイを中心に、看板等の広告物、内装施工、SP分野におけるPOP広告など、商業施設の環境空間に関する分野の企画・デザインから施工までの知識・技術を学びます。

また、関係業界で必要とされているグラフィックソフトやCADソフトの操作や室内装飾施工、木材・プラスチック等の加工、レタリング・塗装・装飾技術などのディスプレイに関するデザインから施工までの広範囲の知識・技術を総合的に学べるコースです。

(1) 訓練(学科と実技)の特徴

○展示ブース製作： 2年次において、展示会場に設置するブースを想定して、企画・デザイン・設計、材料積算、そして実際の製作までを行う総合実習です。平成20年度から、幕張メッセで行われる展示会「CEATECJAPAN」で「千葉県/千葉市・産業用地案内ブース」の製作も手掛けています。

○内装施工： 石膏ボードによる下地製作・調整からビニルクロスや紙クロス・織物クロス等の壁装作業、各種プラスチックタイルやタイルカーペット・長尺塩ビシート等の床仕上げ作業の基礎を習得します。

○看板製作： アクリル・塩ビ等のプラスチック加工の基礎から内照式小型看板の製作、また粘着シートの基礎技術を習得し、技能検定3級(広告美術仕上げ広告面粘着シート仕上げ作業)が在学中に取得できます。

○デザイン・POP広告： 1年次は平面及び立体の基礎構成や基礎デッサン、レタリング、色彩実習など様々なデザイン構成を通し、デザインの基礎を習得します。また2年次は展示会場計画・サイン計画等の応用的なディスプレイデザインを習得します。POP広告製作においては毎年デザインコンペにも参加し、7度の金賞を受賞しています。



図2-20 東金高等技術専門校



図2-21 卒業制作展示ブース



図2-22 千葉県庁クリスマスツリー製作



図2-23 粘着シート仕上げ実習

○CG デザイン： コンピュータの基礎知識・基本操作から始まり、1年次に Photoshop や Illustrator の基礎技能を習得します。また、2年次には CAD ソフトや Web サイトの作成を通し、業界で必要とされる知識・技術を習得します。

○装飾実習： ショーウィンドウやクリスマスツリーの製作を行います。12月には毎年千葉県庁の本庁舎1階ロビーにクリスマスツリーを製作・設置しています。

○ディスプレイ科では、展示ブースの設計・デザインから製作までを訓練として行っています。実習の一環として、デザインから製作、現場施工までを手掛けた CEATEC JAPAN 「千葉県/千葉市ブース」の製作・設営を行っています。

これらのブースは、日本空間デザイン賞の BEST100 に入選し、過去にも3回入賞しています。

(2) 訓練対象者

○入校時期： 4月入校 ○定員： 20名

○教科書代、作業服代等の他に、入校選考料、入校料、授業料本人負担

○高校卒業の学歴要件はありませんが、新規に中学校を卒業された方は対象となりません。

(3) 訓練期間 ： 2年間

2 訓練受講により取得可能な資格

ディスプレイ科に関係する多くの資格にトライして、資格取得を目指します。

(1) 在校中に取得可能な資格

- ・ディスプレイ科(広告美術科)技能士補
- ・玉掛け技能講習修了証
- ・高所作業車運転特別教育修了証 ・丸のこ等取扱作業者安全衛生教育修了証
- ・3級広告美術仕上げ技能士(広告面粘着シート仕上げ作業)
- ・文部科学省後援色彩検定(1～3級)、同省後援レタリング技能検定(2～4級)、同省後援トレース技能検定(3級)
- ・CAD 利用技術者試験(2級・基礎)

* 商業施設士補

(公益社団法人商業施設技術団体連合会の認定校に唯一訓練施設として認定されているため、所定の商業施設士補資格講習会を受講修了することによる)

(2) 外部の試験実施機関で取得可能な資格

- ・千葉県屋外広告物条例に定める業務主任者
- ・2級広告美術仕上げ技能士(学科免除) ・2級内装仕上げ技能士(学科免除)
- ・商業施設士



図 2-24 CEATEC JAPAN
現場設営



図 2-25 CEATEC JAPAN2017
日本空間デザイン賞

訓練施設 湘南ビューティーカレッジ
訓練科名 理容科・美容科

1 訓練科の概要

湘南ビューティーカレッジは、厚生労働省指定の理容師美容師養成校として、多くの理容師・美容師を育成しております。

いろいろなライフスタイルの中で、ヘアスタイルはファッションアイテムの一つとして、そしてもっとも個性を発揮できる要素としてそのデザインは多様化してきています。

本校はメンズもレディースも一つのヘアスタイルと捉え、めざましいスピードで進化し続けるファッションシーンをリードし、トータルコーディネートし、提案することのできる、そんなヘアスタイリストを育てるために設立されました。そして、あなたの「やる気」を確実にサポートする教育システムで熱い思いの実現へと導いていきます。

(1) 訓練(学科と実技)の特徴

理美容の世界は、お客様のニーズに合わせた多彩なヘアデザインとトータルコーディネートが必要とされています。

ヘアデザインはもちろん、メイク、ネイル、エステ・まつ毛エクステといった応用技術と共にトータルコーディネートし、提案できる、将来幅広く息の長いヘアスタイリストを育てるための教育を行います。

また、高齢化社会に向け、正しい介助知識を学ぶ福祉理美容や、海外へ活躍の場を持つ為に英会話も履修科目にとり入れています。

講師陣は、現役サロンのエキスパートです。現役のトップアーティストが実際のサロンで即活かせる技術を指導します。歴代コンテストチャンピオンによる、特別講習もあります。

少人数での授業によるきめ細やかな教育指導を行います。一人ひとりの主体性を大切にし、十分なコミュニケーションがとれるクラス編成です。

認定職業訓練校としては、業界の事業所の従業員として働きながら技能技術を習得し、「資格」取得に向けた職業訓練で、湘南ビューティーカレッジと、「かながわ理容美容協同組合」が全面的にバックアップしています。

(2) 訓練対象者

訓練生は、原則業界で実際に働いている方々です。

かながわ理容美容協同組合加盟会社へ入社し、いずれかの職場で実際に仕事を覚えな



図 2-26 湘南ビューティーカレッジ

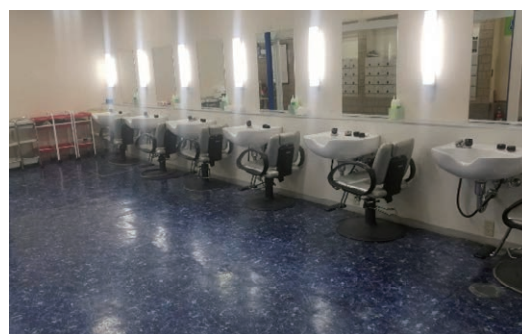


図 2-27 サロン(実習)ワーク

がら、理容師の資格を取得できる方法です。これは技術が早く身に付き確実に収入が得られる合理的な方法です。訓練の特徴としては、以下のとおりです。

- ・職場と学校の両立
- ・実践的にハイレベルな技術を習得
- ・費用の負担が少なく、自分の力で理容師資格又は美容師資格取得が可能
- ・かながわ理容美容協同組合から、奨学金を受ける事が可能

(3) 訓練期間

訓練期間：訓練期間は昼間2年間・通信3年間

2 施設の特徴

湘南ビューティーカレッジは、厚生労働省指定の理容美容の養成施設で、昼間課程や通信課程もあります。

各地区予選会を突破した者しか参加できない「全国理容美容学生技術大会」に、10年連続で参加しています。今年も関東地区代表として3名の生徒が参加しました。各地区の代表というレベルの高い大会です。結果は、ネイルアート種目で優秀賞に輝きました。

また、沖縄で開催された「第56回技能五輪全国大会」においては、湘南ビューティーカレッジの卒業生が神奈川県代表として出場し、H28年度卒13期生が銀メダル、H29年度卒14期生が銅メダルをみごと受賞しました。なお、技能五輪全国大会のメダリストが指導をしています。



図2-28 カット

3 訓練受講により取得可能な資格

(1) 技術専門校で取得可能な資格

- ・理容師国家試験受験資格
- ・技能照査合格証書(技能士補)

(2) 理容師資格取得後の実務経験で取得可能な資格

- ・管理理容師講習受講資格(実務経験3年)



図2-29 カラーリング

訓練施設 徳島県立中央テクノスクール
訓練科名 理容科・美容科

1 訓練科の概要

中央テクノスクールは、四国一の大河・吉野川とその支流が育てた三角州に発達した四国東部に位置する徳島市にあり、徳島県立の3校ある職業能力開発施設の一つです。中央テクノスクールは、南部、西部テクノスクールと比較して訓練科数が多く、1年訓練の機械技術科、金属技術科、木工技術科及び電気環境システム科と2年訓練の理容科、美容科の6訓練科があります。

理容科では、理容は『髪を刈り込んだり、顔を剃ったりして容姿を整えること』と理容師法で定められています。男女を問わず、ショー



図 2-31 徳島県立中央テクノスクール

トヘアからロングヘアまで自在にスタイルをつくりだすことができる高度なカット技術を習得します。女性からも注目され、ブライダルやメイクにも必須である究極のエステティック「シェービング」が習得できるのも理容科だけとなります。理容は、センスだけではなく、練習量が結果に表れる職業なので、誰でも上手になれる可能性があります。

美容は『美容とはパーマや結髪、化粧などで容姿を美しくすること』と美容師法で定められており、そのため、美容の仕事は、人々の容姿を美しくすることを目的としており、経済の変動に左右されにくく、安定性と可能性を待った将来性豊かな職業といわれています。近年、生活文化の向上、消費者ニーズの高度化・多様化に伴い、美容師には、より高度な技術、美的感覚とその表現力、鋭い経営感覚、豊かな人間性等が求められています。



図 2-32 実習風景(左：カッティング、中：シャンプー、右：シェービング)

理容・美容科ともに『美』や『健康』と『やすらぎ』などの顧客ニーズに応えていく役割をもつ理容師、美容師の育成する訓練科です。理容科、美容科とも、理容師、美容師として必要な知識・技術を2年間にわたって学科、実技の両面から学び習得します。

(1) 訓練(学科と実技)の特徴

理容師、美容師に必要な「衛生管理」、「理容・美容技術概論」や「理容・美容保健」、「関係法規」などの系基礎学科並びに「理容・美容基本実習」等の系基礎実技に加え、理容、

美容の専門知識である「理容技術理論」、「美容技術理論」による専門知識と共に、「理容実習」、「美容実習」にて実技を繰り返して習得することにより、将来の理容師、美容師としての素養を身に付けることができます。

これらの他に、「コミュニケーション技術」、「理容カウンセリング」、「美容カウンセリング」、「エステティック技術」などで接客に係る能力を養います。



図2-33 美容科実習風景(左：セット，中：ワインディング，右：着付け)

(2) 訓練対象者

○中学校卒業者もしくは、これと同等以上の学力を有する方で、35歳以下の方

○定員：理容科20名、美容科20名

2 訓練受講により取得可能な資格

○訓練受講による資格

・技能士補(修了試験である技能照査合格者)

○目標とする資格・検定

・理容科：理容師、管理理容師講習受講資格(実務経験3年)

・美容科：美容師、管理美容師講習受講資格(実務経験3年)

※在校中(2年次修了前)に理容師国家試験、美容師国家試験を受験します。

3 カリキュラム

厚生労働省にて理容師養成施設及び美容師養成施設における養成課程の標準的なカリキュラムに基づいた訓練基準となっています。

現行では、理容及び美容に教科も分かれており、以下に専門教科目を表示します。

なお、平成27年3月31日健発第0331第17号、第18号厚労省健康局長通知「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」、「美容師養成施設の教科課程の基準の運用について」により、「保健」、「物理・化学」、「文化論」及び「運営管理」については教科名の統一(理容、美容の区別なし)により、修了後の資格取得において習得教科の緩和が図られています。

表2-21 理容・美容科の主な教科

理容科	美容科
理容保健	美容保健
理容の物理・化学	美容の物理・化学
理容文化論	美容文化論
理容技術理論	美容技術理論
理容運営管理	美容運営管理
理容カウンセリング	美容カウンセリング

訓練施設 福岡県立田川高等技術専門校

訓練科名 OA 事務科

1 施設、訓練科概要

イ) 施設の概要

福岡県立田川高等技術専門校は、昭和 24 年に福岡県田川公共職業補導所(木工科)として福岡県田川郡添田町に設立されました。その後、平成 2 年の訓練校の統廃合により、福岡県立筑豊東高等技術専門校を福岡県田川市に設置、平成 5 年に福岡県立田川高等技術専門校と改名しました。現在は、電気工事科、自動車整備科、左官科、木工家具科、そして OA 事務科の 5 つの訓練科があり、訓練期間はすべて 1 年間となっております。

福岡県には、福岡市と北九州市の 2 つの政令指定都市があるだけでなく、久留米市など数多くの商業都市があります。そこでは、事務職の求人も多く、それらのニーズに応えるために福岡県では、県立の高等技術専門校 7 校のうち小倉校、大牟田校、田川校の 3 校に OA 事務科が設置されています。



図 2-34 本館棟

ロ) 訓練科概要

事務に関する科目としては、就職試験をも考慮し、簿記会計を基本とし、計算実務、電卓計算、秘書(社会常識を含む)、パソコン操作(WORD、EXCEL、POWERPOINT)などを訓練します。

事務職の求人は、営業事務・販売事務・総務事務などいわゆる一般事務、経理事務、税理士補助事務に関するものが多く、訓練内容も主にそれらに対応できる内容としています。

ハ) 訓練対象者

- ・ 職業(事務職)に必要な知識・技能の習得意欲と関連職種への就職意欲があり、公共職業安定所の受講あっせんを受けることができる方。
- ・ 入校年度の 4 月 1 日時点で、18 歳以上 30 歳以下の方

2 取得可能な資格等

技能士補(技能照査合格者)

簿記検定(1 級～3 級) 秘書検定(1 級～3 級) 計算実務検定(1 級～3 級)

電卓計算検定(段位～3 級)

ワープロ検定(1 級～3 級) EXCEL 検定(1 級～3 級)

3 訓練科の特徴

- ・パソコン操作がいくら堪能でも、簿記を中心とした事務に関する知識(売買取引に関する文書、企業経営、関連法等に関する知識)がなければ、パソコンは何ら役に立ちません。そういった意味から、最初に、事務職の基本である簿記を中心に、電卓計算や計算実務(金利計算や外貨計算等)、関連法等を訓練し、事務職の基礎固めをします。
- ・企業が求める人材として、「一般常識がある方」ということをよく言われます。その企業求人ニーズに応えるため、社会常識からコミュニケーション、ビジネスマナー、電話応対などについて、しっかりと訓練します。



図 2-35 接遇実習



図 2-36 事務処理基本実習

- ・パソコン操作の訓練は、「パソコン操作について何も知らない」という前提で訓練しますので、パソコン初心者でも安心して受講できるようにしています。

最初に、キーボードを見ないでキータッチができるように訓練します。

- ・パソコン操作の訓練の内容については、ワープロソフト(WORD)、表計算ソフト(EXCEL)、プレゼンテーションソフト(POWERPOINT)の3つのアプリケーションソフトを使用して訓練します。ただし企業現場でワープロより表計算ソフトの使用率が高いことから、表計算ソフト(EXCEL)に重きを置いて訓練します。

さらに、「現代の企業では、職種に限らずプレゼンテーションを行う場面が増えているということ」、「プレゼンテーションの訓練を実施することで表現力やコミュニケーション能力が身に付くこと」などの理由から、POWERPOINT によるプレゼンテーション訓練にも力を入れております。



図 2-37 OA 機器操作実習

4 訓練カリキュラム

表 2-22 カリキュラム

区分	教科目名	時間数	訓練内容
普通学科	社会	5 4	オリエンテーション・人権研修、消防訓練・環境講話和
	体育	1 2	球技等
	職業基礎学科	1 0	キャリアコンサルティング
系基礎学科	事務一般	8 0	企業経営・売買取引における文書・法規・関連法
	ＯＡ機器	6 0	ＯＡ機器の種類と使用法の基礎
	応接法	3 6	接遇一般・電話等の応対法、秘書の知識
	安全衛生	2 0	産業安全、労働衛生、ＶＤＴ作業
	コミュニケーション概論	1 0	コミュニケーション及びプレゼンテーションスキル
系基礎実技	事務処理基本実習	1 0 0	売買取引文書作成、電卓計算
	ＯＡ機器操作基本実習	8 5	パーソナルコンピュータ及びビジネスソフトの基本操作
	応接実習	5 0	接遇マナーなど社会常識
	コミュニケーション実習	2 0	相互信頼の形成、傾聴姿勢
	安全衛生作業法	1 0	安全作業、衛生作業
専攻学科	文書実務	4 2	文書作成、文書整理、
	簿記及び会計	1 0 4	商業簿記及び工業簿記の基礎
	ＯＡ機器操作法	6 3	パーソナルコンピュータ及びビジネスソフトの使用法
	プレゼンテーション概論	1 0	プレゼンテーションの目的・種類・道具・内容構成
専攻実技	簿記及び会計実習	3 1 0	商業簿記、工業簿記、財務諸表作成及び分析
	ＯＡ機器操作実習	3 1 3	各種アプリケーションソフトによる文書やデータ作成
	プレゼンテーション実習	2 0	資料作成及び実習
合 計		1,409	

(平成 30 年度)